

平成 17 年 11 月 21 日

企業会計基準委員会 御中

中央青山監査法人
研究センター

「ストック・オプション等に関する会計基準（案）」及び
「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針（案）」に対するコメント

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 17 年 10 月 19 日付で公表されました「ストック・オプション等に関する会計基準（案）」（以下「会計基準案」）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「指針案」という。）について、意見を表明する機会をいただきお礼申し上げます。

当監査法人の意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

会計基準案に対するコメント

（ 1 ） 会計基準案第 2 項（ 8 ）

【意見】

第二文の「権利確定日が明らかでない場合には、」の後に、「原則として」を入れるべきである。

【理由】

会計基準案第 2 項（ 8 ）の第 2 文は、権利確定日が明らかでない場合に権利行使期間の開始日前日を権利確定日とみなすことを記述しているが、本項の規定以外においても指針案第 17 項(3)において権利確定日が明らかでない場合の取扱いが記述されているため、「原則として」を入れるべきと考える。

（ 2 ） 会計基準案第 9 項

【意見】

第 9 項の冒頭の「ストック・オプションが権利行使された場合には、」を、「ストック・オプションが権利行使され、新株を発行する場合には、」とすべきである。さらに、自己株式を処分した場合の取扱いを示した指針案第 22 項の内容を追加して記述すべきである。

【理由】

第 9 項は、ストック・オプションが権利行使され、かつ新株の発行が行われた場合の会計処理を示したものである。同じく権利行使された場合には、自己株式の処分による場合もあるので、適用指針 22 項で規定されている自己株式を処分した場合の会計処理もあわせて記述すべきと考える。

(3) 会計基準案第 10 項及び第 50 項**【意見】**

第 10 項の実績に基づく権利不行使による失効の会計処理について、「原則として」を削除すべきである。また、これに関連して第 50 項の第二文は削除すべきである。

【理由】

第 10 項では権利不行使による失効は、原則として見積もりによらず、実績に基づくものとされている。第 50 項ではその例外として、権利行使期間の残存期間が極めて短いため、残る権利行使期間内に株価が行使価格を上回るまで回復する可能性が認められない等、合理的に失効数を見込める可能性はあるとしている。しかし、このような失効による利益の見積りによる計上時点については、実務上の判断が分かれる恐れもあり、また、債務免除益の性格をも有することから事実が確定した時点でのみ計上すべきであると考えられる。

(4) 会計基準案第 16 項**【意見】**

第 16 項(1)において、「対価として自己株式を処分する場合には、対応する額を企業会計基準第 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」に従い会計処理を行う。」を追加すべきである。

【理由】

第 16 項(1)は、財貨又はサービスの取得の対価として自社の株式を発行する取引の会計処理を示したものであるが、対価として自己株式を処分する場合の取引についての会計処理をあわせて記述すべきである。

(5) 会計基準案第 44 項**【意見】**

第 44 項の第三文「結果が確定した時点で振り返れば、会社は無償でサービスの提供を受けて、それを消費したと考えることができる」については削除すべきである。また第三文

に代え、公開草案「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」第 12 項により、新株予約権が失効した場合には利益として計上されることを記載すべきと考える。

【理由】

第一文において、「ストック・オプションが失効した場合でも、引換えに受け入れたサービスが費消されている以上、過去における費用の認識自体は否定されない」と記述しているが、一方、第三文において「結果が確定した時点で振り返れば、会社は無償でサービスの提供を受けてそれを消費した」としているため過去の費用認識を後で取り消しているように解釈される。

しかし、失効によって過去の費用認識を否定するために利益が計上されるのではなく、むしろ公開草案「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」において示されている、新株予約権の発行者側の会計処理について権利が行使されずに権利行使期間が到来したときには利益として処理される（同第 12 項）という考え方がそのままストック・オプションの失効にも適用されると考える。

（ 6 ） 会計基準案第 45 項

【意見】

第 45 項第 2 段落で使用されている「ストック・オプションの市場取引」という用語は、「株式オプションの市場取引」とすべきである。

【理由】

ストック・オプション自体についての市場は存在せず、株式オプション価格算定モデルは、株式オプションの市場取引において合理的な価格を見積もるためのものである。

指針案に対するコメント

（ 1 ） 指針案第 6 項（ 5 ） 及び第 73 項

【意見】

第 6 項（ 5 ） における配当額は、予想配当額とすることが適当である。また第 73 項においても同様である。

【理由】

株価算定モデルにおいて考慮される配当額は、将来予想される配当額である。

（ 2 ） 指針案第 10 項及び第 11 項

【意見】

株価変動性の計算方法については、指針案第 10 項で「過去の株価実績に基づいて将来の株価変動性を予測する方法」が、同第 11 項で「類似の株式オプションの市場価格から株価

変動性を逆算する方法」が示されているが、結論の背景で前者が「ヒストリカル・ボラティティ」、後者が「インプライド・ボラティティ」を示していることを記述されることが適当である。

【理由】

「ヒストリカル・ボラティティ」、「インプライド・ボラティティ」という用語も一般化しており、それとの関連性を示しておくことが望まれる。

(3) 指針案第 10 項 (3)

【意見】

(3) 「将来の事象の反映」は削除すべきと考える。

【理由】

将来の事象についての事実が公表されていれば、通常は市場によってその事象の影響が評価され株価が修正されることになる。その結果、第 11 項によって市場価格から逆算される株価変動性に反映され、過去の実績に基づく株価変動性が修正されることになるので、(3) による説明自体が必要でないと考えられる。

(4) 指針案第 16 項

【意見】

予想配当の見積について基本的に過去の実績に基づいて行くとされているが、その例外として将来の配当予定が明らかに過去の実績と異なるようなケースについての記述を追加することが適当である。

【理由】

新興企業のように過去に配当実績がないため、過去の実績額を使用できないケース、あるいは従来配当を行っていても、今後明らかに配当を行われないことが予想され、そのような情報が公表されているようなケースなど、実務において過去の実績によらないケースも多く予想されるため、例示を明示すべきであると考えられる。

(5) 指針案第 21 項

【意見】

新株予約権の失効に対応する部分の利益は、単に、「原則として、特別利益として計上する。」とすべきである。

【理由】

権利不行使による失効が生じた場合に、失効に対応する部分が利益として計上されるが、本コメント「(5) 会計基準案第 44 項」で指摘したとおり、この利益は報酬費用の修正による「前期損益修正益」ではなく、公開草案「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」において示されている、新株予約権の失効による利益である。したがって、公開

草案「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」
Q1により、「原則として、特別利益に計上する」ことになると考えられる。

その他

指針案において、設例が数多く設けられているが、どの基準、指針のパラグラフを適用したのかを明示されることが望まれる。

以上